

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年12月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年1月14日から同年2月3日まで縦覧に供する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 谷堂池地区	高松市創造都市推進局産 業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間6号堰地区	〃
香川町南部土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 国政農道地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 元山頭首工地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神内上池地区	〃